

# 會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第 卷十二第

行發日一月五年四十四正大

## 論叢

失業者統計概説……………法學博士 財部 靜治  
 課税と時の元素……………法學博士 神戸 正雄  
 我國近世の土地問題……………經濟學博士 本庄榮治郎  
 御家人の特質……………文學博士 三浦 周行

## 說苑

朝鮮の雜種農業……………法學博士 河田 嗣郎  
 保險の本質に就て……………法學士 小島昌太郎  
アダム・スミスに於ける 勞働價值法則の妥當性に就て……………經濟學士 森 耕二郎  
 マルクスの絶對地代に就て……………經濟學士 八木芳之助

## 雜錄

金利に關する一研究……………經濟學士 蜷川 虎三

## 法令

輸出組合法・重要輸出品工業組合法・染料製造獎勵ニ關スル法律・外國人土地法・預金部預金法・大藏省預金部特別會計法・大藏省預金部特別會計規則・預金部資金運用規則・日本銀行ノ手形割引ニ因ル損失ノ補償ニ關スル法律・教育改善及農村振興基金特別會計法

## 經濟法令の掲載について

本誌は今月號より、新たに「經濟法令」なる一欄を設けて、社會法令および經濟法令と認むべきもの、主なるもので、最近に發布せられたものを掲載することゝなつた。

概近、立法の趨勢を見るに、經濟に關する法律命令は、質に於ても量に於ても、益々重きをなすに至り、法律の研究は經濟に關する一般的知識なくしては完全なるを得ざると共に、經濟の研究、特に經濟政策の研究も、之に關する成文法を顧慮することなくしては進むこと能はざるの狀態となつた。

元來、經濟學は、經濟事象の本質を探索してそのうちに存する所の法則を闡明するを以て本務とするものであり、經濟法令は、經濟學によりて闡明せられたる經濟事象の本質とその法則とに基き、國民經濟の健全なる發達を計る目的を以て之を規定に表はしたものである。故に、立法者は經濟法令に於て、經濟事象の本質と法則と、並びに之に關する手續的規則を規定するに當り、經濟學の教ゆる所に従ひ、その本來の姿に於て忠實に之を規定の上に寫し出さんことを目的とする。而してその然ることを得たる範圍内に於ては、法令の規定と經濟事象の本質及び法則とは、完全に相一致する筈のものである。

併し乍ら、法律は、その統一的なる體系を構成するについ

て、一つの技術を用ひ、各種の規定目的たるものを統一的なる型にはめ込むの必要に迫られる。その結果、經濟事象の本質も法則も、一度びこの法律技術の手にかゝりて規定の表面に見られたるときには、その本來の姿の儘には之に寫し出されて居ないことがある。立法者によりて與へられたる經濟事象の性質と法則とが、その本來のものと異なることあるは、之がためである。併し縱ひ本來のものと異なる所ありとはいへ、經濟事象が一度、法律現象となりたる以上は、その後の發達又は變遷は頗る大なる程度に於て、法令の規定に指導せらるゝ所となるは言ふまでもない。

こゝに於て、經濟學の研究につき二つの關係が生ずる。一つは、經濟事象の研究、特に經濟政策の研究については、之に關する所の法令を考慮の外に置くことを得ざることである。も一つは、法令の規定が經濟事象の本質と法則とに甚だしく相添はざるに至るときには、經濟學者は之が改正を研究するの任務を負担せねばならぬことである。

右は、たゞ筆者の考へに過ぎざる所であるが、本誌に經濟法令が掲載せらるゝことゝなつたのも、恐らくはかかる事情に適應して、研究者の便宜を計らんとするの趣旨に出づるものであると思ふにより、この法令欄の新設を紹介するに當り之を一言する次第である。